

受検生・保護者の皆さんへ

山梨県公立高等学校等入学者選抜（甲陵高校を除く）における 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策への協力について

令和4年12月16日
山梨県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、すべての検査に臨むにあたり、以下の点に留意していただくとともに、受検に向けての体調管理に万全を期すようお願いします。

なお、後期募集学力検査等及び特別支援学校（一部）の検査においては、追検査が予定されていますので、体調不良の場合は無理をせず受検を控えるようお願いします。追検査の対象者は、やむを得ない事情により学力検査5教科全てを欠席した者や一部教科を受検し、途中で早退した者等となります。追検査は5教科全てを受検し直すこととなりますので、ご注意ください。特別支援学校（一部）の追検査につきましては、各校の実施要項にてご確認ください。

【検査前の感染防止対策について】

- (1) 日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動・休養・睡眠など、体調管理に心がけてください。
- (2) 毎朝の検温を継続して行い、体調の変化に留意してください。
- (3) 発熱等の体調不良が見られる受検生は、あらかじめ医療機関を受診し、検査の可否については医師等の指示に従ってください。

【検査当日の感染防止対策について】

- (1) 検査当日、次の①～④に該当する受検生は、受検を控えるようお願いします。また、速やかに在籍する中学校等にその旨連絡をお願いします。
 - ①新型コロナウイルス感染症に感染し、治癒していないと判断された者
 - ②濃厚接触者^{*1}に特定され、当日、発熱等の体調不良が見られる者
 - ③感染リスクが高い者^{*2}と判断され、当日、発熱等の体調不良が見られる者
 - ④検査当日の自宅における健康観察や検温で、発熱等の体調不良が見られる者※発熱等の体調不良とは、次のような症状をいう。
 - ・37.5℃以上の発熱
 - ・味覚異常や嗅覚異常
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、咳き込み、その他の症状

*1 濃厚接触者とは、発症日2日前より、感染者と同居あるいは長時間の接触、または、手で触れることが出来る距離（1m程度以内）で必要な感染予防策なし（マスクを着用していない）で15分以上接触のあった者

*2 感染リスクが高い者とは、濃厚接触者に相当する者として、下記の例を参考に学校において判断する。

- (例) ○手が触れる距離（約1m以内）で15分以上の接触があった者
○陽性者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者
○換気が不十分な空間で接触があった者（時間の長さに関係なく）

- (2) 検査会場内では、原則としてマスク等を着用することをお願いします。（但し、本人確認及び面接、昼食時は除きます。）また、マスク等がない場合は、高等学校等で提供します。特に、休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を極力控えるようお願いします。

- (3) 検査会場の入口や受付、各検査室の入口付近に速乾性アルコール製剤を準備しますので、手指消毒の徹底をお願いします。また、トイレ使用後の手拭きは、持参のハンカチ等を使用するようにお願いします。
- (4) 受付後及び検査開始後に、発熱等の体調不良となった場合は、教職員に速やかに申し出るようお願いします。
- (5) 換気により室温を保つことが困難な場面が想定されることから、室温低下による健康被害が生じないように、膝掛けの使用、上着の着用等により暖かい服装を心掛けてください。但し、不正を疑わせる不要な記載があるものは禁止します。
- (6) 昼食等によって生じるゴミの持ち帰りにご協力をお願いします。
- (7) 下足は私物とともに携行してください。なお、下足袋の準備をお願いします。

【無症状の濃厚接触者または無症状の感染リスクが高い者が受検を希望する場合について】

- (1) 無症状の濃厚接触者または無症状の感染リスクが高い者が受検を希望する場合は、無症状の濃厚接触者等受検申請書（別紙様式1）に、必要事項を記載し、速やかに中学校等へ提出してください。
- (2) 受検が認められた場合、志願先の学校から無症状の濃厚接触者等受検承認書が交付されますので、検査当日に持参し、受付時に受検票とともに提示してください。
- (3) 検査前日の午後5時以降に、無症状の濃厚接触者または無症状の感染リスクが高い者であることが判明し受検を希望する場合には、速やかに中学校等へ申し出てください。
- (4) 中学校等経由で受付時間及び受付場所が連絡されますので、検査当日は、その連絡に従ってください。なお、指定された受付場所において、検温を行い、無症状が確認された後は、終日別室で受検となりますので、誘導係の教職員にしたがって移動してください。

【入学許可予定者の発表について】

- (1) 入学許可予定者の発表時における感染を防止するため、校内の掲示による発表は実施せず、次の方法により発表します。
 - i) 各高等学校等のホームページへ入学許可予定者の受検番号を掲載
 - ii) 同日付で入学許可予定者に郵送により通知
- (2) 入学許可予定者の発表に当たっては、各高等学校等の公式ホームページへの掲載の他、別途各高等学校において、公式ブログ、フェイスブック等を運用している場合、それらのページへ併せて発表することもあります。

【検査結果の口頭による開示請求について】

- (1) 口頭による検査結果の開示時における感染を防止するため、開示を行う部屋及び開示の待ち合いとなる部屋や廊下等においては、検査室と同等の感染防止対策を講じることとします。
- (2) 開示期間は、入学許可予定者発表の日から、1ヶ月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）となっております。開示にあたっては、入学許可予定者の発表から再募集検査の間は、再募集検査を希望する受検生の開示を優先させていただきます。入学許可予定者等への開示請求は、できるだけ再募集検査の翌日以降にお願いします。

【その他】

後期募集学力検査等を欠席した志願者への対応については、「山梨県公立高等学校・山梨県特別支援高等部入学者選抜実施要項」の別記3をご覧ください。

ご不明な点につきましては、在籍する中学校等または、山梨県教育委員会総務課教育企画室または特別支援教育・児童生徒支援課にお問い合わせください。

[問い合わせ先] 山梨県教育委員会 総務課教育企画室 電話 055-223-1767
特別支援教育・児童生徒支援課 電話 055-223-1752